

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所動物実験施設利用規程

平成28年4月1日

所内規程第68号

一部改正 平成29年3月1日

令和3年10月1日

令和6年4月1日

(目的)

第1条 本規定は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）動物実験規程に基づき、研究所登戸地区の動物実験施設（以下「施設」という。）の利用に関する事項を定め、共同利用施設としての管理・運営を図ることを目的とする。

2 湘南地区における動物実験施設の利用について、当該施設にて別途定める利用規定に従う。

(動物実験施設の範囲)

第2条 本規定の適用を受ける施設は、生物化学実験棟の中で動物の飼育及び動物実験を行う部分並びにそれらに付随する業務に供用する部分とする。

(利用者の範囲)

第3条 施設を利用できる者の範囲は研究所職員（以下「職員」という。）並びに所長がその必要性を認めて許可した共同研究者、フェロー研究員、客員研究員、研修生及び委託業者等とする。ただし、研修生等に施設を利用させるときは当該者を担当する職員の指導のもとに行わせるものとする。

2 前項以外の者を施設内に立ち入らせる場合は、あらかじめ実験動物管理室長（以下「室長」という。）の承認を受けるものとする。

(利用時間)

第4条 職員にあっては、施設の利用時間に制限を設けない。ただし、飼育室の照明は午前8時点灯、午後8時消灯に自動制御されているので、照明時間の変更を希望する場合はあらかじめ実験動物管理室（以下「管理室」という。）に連絡すること。

2 職員以外の者による勤務時間外の施設の利用は、職員の立会いのもとで行うか、事前に室長の承認を得なければならない。

(動物の搬入等)

第5条 動物実験責任者は、動物実験委員会に承認された動物実験計画承認申請書、又は動物実験計画（変更・更新）承認申請書に記載されている実験動物でなければ、施設に搬入してはならない。

2 遺伝子改変動物は、第1項の承認と併せて、研究所組換えDNA実験安全委員会より使用

が承認された後でなければ、施設へ導入し、実験に供してはならない。

- 3 動物の購入に当たっては、事前に動物実験責任者が室長に個別動物実験計画書（別紙様式）を提出し、動物の飼育スペースの確認等を踏まえた承認を受けなければならない。なお、承認された場合、発注済の物品要求書又は見積書のコピーを室長に提出しなければならない。
- 4 妊娠動物使用又は繁殖実験の場合、出生後 4 週間以内に、飼育者又は動物実験責任者より室長に児動物の種、性、匹数などを報告しなければならない。
- 5 清浄区域（生物棟 1、2 階）から搬出した動物は、再搬入してはならない。

（施設利用の心得）

第 6 条 動物実験施設の利用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（1）施設の利用

- ① 動物室に入室する場合は、各階の動物室入口で履物を脱ぎ、更衣室で所定の実験衣類、履物、マスク等を着用すること。特に、感染症予防の観点から備付けのアルコール等により十分に手指の消毒を行うこと。
- ② 施設内では放射性物質、感染性病原体を使用してはならないこと。
- ③ 吸入実験等で有害物質を排出させるときは、室長と協議の上、動物実験責任者が無害化処置を行うこと。
- ④ 他の利用者の動物に無断で接触しないこと。
- ⑤ 逃亡動物を発見した際には、飼育者に速やかに通報すること。
- ⑥ 施設の清潔保持・整頓に努めること。

（2）動物の購入等

- ① 施設に搬入できる動物は、原則、清浄動物（いわゆる SPF 動物）に限ること。
- ② 実験動物の購入は、研究所の物品購入手続きに従って行わなければならないこと。
- ③ 個別動物実験計画書のない動物は、施設への搬入は行わないこと。
- ④ 動物取扱業者から動物搬入後、飼育者より動物実験責任者に購入した動物の明細書又はそのコピーを渡さなければならないこと。
- ⑤ 実験動物の飼育室等への配置は管理室が行うので、特段の希望があれば動物実験責任者より申し出ること。

（3）器材の搬入・搬出

- ① 飼育に関する器材は管理室で準備するので、必要な器材はあらかじめ室長に連絡すること。
- ② 飼育に使用する器材は、管理室で洗浄、消毒・滅菌したものでなければならないこと。
- ③ 清浄区域へ搬入する実験器材は、原則、消毒・滅菌すること。ただし、消毒・滅菌が行えない器材等については、個別に協議すること。
- ④ 飼育に関する器材を施設外に搬出する際は、あらかじめ室長に届け出ること。返却する場合は室長に連絡のうえ、所定の場所に復帰させること。
- ⑤ 他の実験に迷惑を及ぼすおそれのある器材を施設内に搬入しようとする場合は、あらかじめ室長の承認を受けなければならないこと。

⑥ 施設内に常備されている器材は、室長の承認を受けずに移動させてはならないこと。

⑦ 施設の器材に故障又は損傷が生じた場合は速やかに管理室に連絡すること。

(4) 飼育管理

① 動物搬入時の観察は、原則として管理室が行うが、動物実験実施者においても、動物の状況把握に努めること。なお、異常を認めた場合は、管理室と動物実験責任者が協議の上、適切な処置を講じること。

② 一般管理以外の方法で実験を実施する場合は、動物実験実施者自身が飼育管理を行うこと。ただし、飼育器材の提供、洗浄、消毒・滅菌は管理室が行うこととし、調整済みの飼料や水の供給は管理室と動物実験責任者が協議して行うこと。

③ 動物用飼料は管理室で調達するが、特殊飼料は動物実験責任者が調達すること。

④ 伝染性疾患に罹患した疑いのある動物の発生が認められた場合は、速やかに室長に届け出るとともに、室長と動物実験責任者が協議の上、適切な処置を講じること。

⑤ 管理室が行う飼育管理業務は、①給餌、給水 ②床換え ③飼育器材の交換並びに洗浄、消毒、滅菌 ④飼育室、作業室、廊下等の掃除、消毒 ⑤動物の一般観察 ⑥動物の死亡連絡 ⑦汚物、死体の処理 ⑧空調管理の一部 ⑨病因検索の一部 ⑩その他必要とされた業務とすること。

⑥ 飼育に関する汚物、塵埃は管理室で処理するが、実験処置によって生じた汚物、塵埃は、動物実験実施者が適切に処理しなければならないこと。

⑦ 実験処置後の実験室の清掃は動物実験実施者が行うこと。

(5) 死体、屠体の処理

① 動物実験責任者が動物の死後保存を希望する場合、事前に飼育者に連絡すること。飼育者が動物の死体を発見した場合は、所定の事項（系統名、使用者氏名、実験名、死亡年月日、その他特記事項）を記入し、所定の冷蔵庫に保存すること。なお、動物実験責任者から特に申し出の無い場合は管理室で廃棄するものとする。

② 実験使用済みの動物の死体、屠体はビニール袋に密閉して、所定の廃棄用冷蔵庫に保管すること。なお、死体の廃棄は管理室で行うものとする。

(6) 保安

① 動物実験実施者は施設内の電気、ガス、水道等の整備に関して常に留意するとともに、実験装置、火気等の後始末に十分配慮すること。

② 施設内で不測の事態が生じたときは、速やかに室長に連絡の上、適切な処置を講じること。

2 動物実験責任者は、動物実験実施者に対して前項各号の趣旨を周知徹底させ、遵守するように指導すること。

附則

この規程は、平成20年7月18日より施行する。

附則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附則（平成29年3月1日）

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則（令和3年10月1日）

この規程は、令和3年10月1日より施行する。

附則（令和6年3月29日）

この規程は、令和6年4月1日より施行する。